

## 吹田市自然体験交流センターキャンプ用品所外貸出事業実施要項

### 1. 目的

野外活動などに必要な用品貸出により、青少年関係団体の野外活動への機会を広げ、地域での青少年の健全育成を支援することを目的とします。

### 2. 対象

- (1) 吹田市内の青少年関係団体
- (2) その他、吹田市自然交流活動センター所長（以下「所長」という。）が認める団体。  
但し、専ら営利を目的とした事業や活動については貸出を行いません。

### 3. 貸出の申請

用品の貸出を希望する人は、あらかじめ事業、活動の使用目的について所長と協議し、貸出を希望する日の2か月前から2週間前までに、吹田市自然体験交流センターキャンプ用品所外貸出事業貸出申請書（様式第1号）を提出してください。

### 4. 貸出の決定

貸出の決定については、吹田市自然体験交流センター（以下「センター」という。）の所内利用者を優先とします。

所外での利用を希望する方については、書類の提出があり、センターの利用及び用品の貸出状況において、空きがある場合に限り、貸出を認めます。

貸出の決定を受けた人には、貸出希望日のおおむね1か月前までに吹田市自然体験交流センターキャンプ用品所外貸出事業貸出決定通知書（様式第2号）を通知しますので、貸出当日に当該決定通知書を提示し、用品の貸出を受けてください。

### 5. 貸出用品及び数量一覧

貸出希望者に対して、別表に掲げる貸出用品欄の用品を、貸出可能数欄の数量の範囲内において、貸出いたします。

### 6. 使用料

使用料は無償とします。

但し、用品を紛失、又は破損させた場合は、同等品をもって代物弁済していただくことがあります。

### 7. 貸出期間

用品の貸出期間は、貸出日から7日以内とします。

### 8. 貸出及び返却場所等

貸出及び返却場所等については、次のとおりです。

- (1) 貸出及び返却場所 吹田市自然交流活動センター  
吹田市藤白台5-20-1
- (2) 問い合わせ 電話 06-6872-0713

## 別表

貸出用品	貸出可能数	貸出用品	貸出可能数
5人用ドームテント	25	やかん(4L)	10
釜(一斗)ちんから	1	鉄板	5
釜(5升)ちんから	2	十能(残灰処理用のスコップ)	2
鍋(30人用)	2	火ばさみ	5
鍋(15人用)	3	消火バケツ	5
寸胴鍋(100人用)	1	うすセット(うす、台、ドンゴロス)	2
寸胴鍋(75人用)	1	杵セット(大人用1本、こども用1本)	2
寸胴鍋(50人用)	3	セイロセット(三段)	2
コップェル(7.4L)	10		